

<b>【記載例】</b> (火葬に関する契約を締結する場合)		<b>成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可 申立書</b>	
収入印紙 800円		予納郵便切手 82円	
準口頭	基本事件番号	平成・令和〇〇年(家)第	×××××号
和歌山家庭裁判所 御中 支部・出張所 令和〇〇年〇〇月〇〇日	申立人の記名押印	<b>甲野太郎</b> (印)	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 申立事情説明書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し <input type="checkbox"/> 報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書の写し(死亡の記載のある戸籍謄本) <input type="checkbox"/> 寄託契約書案 <input type="checkbox"/>	
申立人	住所又は事務所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 △△県×市×町〇丁目〇〇番〇号 〇〇法律事務所	
	氏名	甲野太郎	
成年被後見人	住所	〒〇〇〇-〇〇〇 △△県◇市◇町〇丁目〇番	
	氏名	亡乙野一郎	
申立ての趣旨	申立人が <input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人の死体の( <input checked="" type="checkbox"/> 火葬 <input type="checkbox"/> 埋葬 )に関する契約を締結する <input type="checkbox"/> 成年被後見人名義の下記の預貯金の払戻しをする 金融機関名 _____ 支店名 _____ 口座種別 _____ 口座番号 _____ 払戻金額 金 _____ 円 <input type="checkbox"/> ( _____ ) ことを許可する旨の審判を求める。		
申立ての理由	別添申立事情説明書のとおり		

裁判所使用欄

- 1 本件申立てを許可する。
- 2 手続費用は、申立人の負担とする。

令和 年 月 日  
和歌山家庭裁判所 □ 支部

裁判官

告知	
受告知者	申立人
告知方法	<input type="checkbox"/> 住所又は事務所に謄本送付 <input type="checkbox"/> 当庁において謄本交付
年月日	令和 . . . . . 裁判所書記官

## 申立事情説明書

### 1 申立ての理由・必要性等について

成年被後見人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、▲▲病院で亡くなりました。成年被後見人の相続人には、唯一、長男の〇〇〇〇がいますが、病気のため入院しており、成年被後見人の火葬を取り仕切ることができる親族がおりません。

そこで、成年後見人において、申立ての趣旨に記載した行為を行う必要があります。

※ 申立ての理由・必要性等を裏付ける資料がある場合には、資料を添付してください。

### 2 本件申立てにかかる行為についての相続人の意思について

- 相続人の存在が明らかではないため、意思の確認がとれない。
- 相続人が所在不明のため、意思の確認がとれない。
- 相続人が疎遠であり、意思の確認がとれない。
- 反対している相続人はいない。

#### ■ その他

相続人〇〇〇〇は危篤状態にあり、意思の確認がとれない。

なお、これまで同人が後見事務に反対の意思を表明したことはない。

【記載例】 (預金の払戻しをする場合)		成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可 申立書	
収入印紙 800円		この欄に収入印紙800円分を貼る。 印紙 (貼った印紙に押印しないでください。)	
予納郵便切手 82円			
準口頭	基本事件番号	平成・令和〇〇年(家)第	×××××号
和歌山家庭裁判所 御中 支部・出張所 令和〇〇年〇〇月〇〇日		申立人の記名押印	甲野太郎 (印)
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 申立事情説明書 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し <input checked="" type="checkbox"/> 報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書の写し(死亡の記載のある戸籍謄本) <input type="checkbox"/> 寄託契約書案 <input type="checkbox"/>	
申立人	住所又は事務所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 △△県×市×町〇丁目〇〇番〇号 〇〇法律事務所	
	氏名	甲野太郎	
成年被後見人	住所	〒〇〇〇-〇〇〇 △△県◇市◇町〇丁目〇番	
	氏名	亡乙野一郎	
申立ての趣旨	申立人が <input type="checkbox"/> 成年被後見人の死体の(□火葬□埋葬)に関する契約を締結する <input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人名義の下記の預貯金の払戻しをする 金融機関名 ●●銀行 支店名 ●●支店 口座種別 普通 口座番号 12345678 払戻金額 金 500,000円 <input type="checkbox"/> ( ) ことを許可する旨の審判を求める。		
申立ての理由	別添申立事情説明書のとおり		

## 裁判所使用欄

- 1 本件申立てを許可する。
- 2 手続費用は、申立人の負担とする。

令和 年 月 日  
和歌山家庭裁判所 □ 支部

裁判官

告知  
受告知者 申立人  
告知方法 □住所又は事務所に謄本送付  
□当庁において謄本交付  
年月日 令和 年 月 日  
裁判所書記官

## 申立事情説明書

### 1 申立ての理由・必要性等について

成年被後見人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、▲▲病院で亡くなりました。

成年被後見人には、別添のとおり、弁済期が到来している債務が約50万円あり、それらの債務を弁済するためには、成年被後見人の預貯金口座から預貯金の払戻しを受ける必要がありますが、成年被後見人の相続人である長女の〇〇〇〇は、長年音信不通の状態にあり、これを行うことができません。そこで、相続財産の保存に必要な行為として、成年被後見人において、申立ての趣旨に記載した行為を行う必要があります。

※ 申立ての理由・必要性等を裏付ける資料がある場合には、資料を添付してください。

### 2 本件申立てにかかる行為についての相続人の意思について

- 相続人の存在が明らかではないため、意思の確認がとれない。
- 相続人が所在不明のため、意思の確認がとれない。
- 相続人が疎遠であり、意思の確認がとれない。
- 反対している相続人はいない。
- その他

<b>【記載例】</b> (寄託契約を締結する場合)		<b>成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可 申立書</b>	
収入印紙 800円		この欄に収入印紙800円分を貼る。 <b>印紙</b> (貼った印紙に押印しないでください。)	
予納郵便切手 82円			
準口頭	基本事件番号	平成・令和〇〇年(家)第	×××××号
和歌山家庭裁判所 御中 支部・出張所 令和〇〇年〇〇月〇〇日		申立人の記名押印	<b>甲野太郎</b> (印)
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 申立事情説明書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し <input type="checkbox"/> 報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書の写し(死亡の記載のある戸籍謄本) <input checked="" type="checkbox"/> 寄託契約書案 <input type="checkbox"/>	
申立人	住所又は事務所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 △△県×市×町〇丁目〇〇番〇号 〇〇法律事務所	
	氏名	甲野太郎	
成年被後見人	住所	〒〇〇〇-〇〇〇 △△県◇市◇町〇丁目〇番	
	氏名	亡乙野一郎	
申立ての趣旨	申立人が <input type="checkbox"/> 成年被後見人の死体の(□火葬□埋葬)に関する契約を締結する <input type="checkbox"/> 成年被後見人名義の下記の預貯金の払戻しをする 金融機関名 _____ 支店名 _____ 口座種別 _____ 口座番号 _____ 払戻金額 金 _____ 円 <input checked="" type="checkbox"/> <b>施設等に残置していた動産その他の物を〇〇株式会社との間で寄託契約を締結することを許可する旨の審判を求める。</b>		
申立ての理由	別添申立事情説明書のとおり		

裁判所使用欄

- 1 本件申立てを許可する。
- 2 手続費用は、申立人の負担とする。

令和 年 月 日  
和歌山家庭裁判所 □ 支部

裁判官

告知	
受告知者	申立人
告知方法	<input type="checkbox"/> 住所又は事務所に謄本送付 <input type="checkbox"/> 当庁において謄本交付
年月日	令和 年 月 日 裁判所書記官

(寄託契約を締結する場合の記載例)

基本事件番号 平成・令和 〇〇 年 (家) 第 ××××× 号 成年被後見人亡 乙野一郎

## 申立事情説明書

### 1 申立ての理由・必要性等について

成年被後見人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、▲▲病院で亡くなりました。成年被後見人の相続人には、唯一、長女の〇〇〇〇がいますが、長年音信不通の状態にあり、▲▲病院内にある成年被後見人の動産を引き取ることができる親族がおりません。

そこで、相続財産の保存に必要な行為として、成年被後見人において、申立ての趣旨に記載した行為を行う必要があります。

※ 申立ての理由・必要性等を裏付ける資料がある場合には、資料を添付してください。

### 2 本件申立てにかかる行為についての相続人の意思について

- 相続人の存在が明らかではないため、意思の確認がとれない。
- 相続人が所在不明のため、意思の確認がとれない。
- 相続人が疎遠であり、意思の確認がとれない。
- 反対している相続人はいない。
- その他

【記載例】 (電気, ガス, 水道の供給契約を解除する場合)	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可 申立書		
	この欄に収入印紙800円分を貼る。 印紙 (貼った印紙に押印しないでください。)		
	収入印紙 800円	予納郵便切手 82円	
準口頭	基本事件番号	平成・令和〇〇年(家)第 ××××× 号	
和歌山家庭裁判所 御中 支部・出張所 令和〇〇年〇〇月〇〇日	申立人の記名押印	甲野太郎	印
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 申立事情説明書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し <input type="checkbox"/> 報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡診断書の写し(死亡の記載のある戸籍謄本) <input type="checkbox"/> 寄託契約書案	
申立人	住所又は事務所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 △△県×市×町〇丁目〇〇番〇号 〇〇法律事務所	※申立人欄は窓空き封筒の申立人の宛名としても使用しますので,パソコン等で書式設定する場合には,以下の書式設定によりお願いします。 (申立人欄書式設定) 上端10.4cm 下端14.5cm 左端 3.3cm 右端 5cm
	氏名	甲野太郎	
成年被後見人	住所	〒〇〇〇-〇〇〇 △△県◇市◇町〇丁目〇番	
氏名	亡乙野一郎		
申立ての趣旨	申立人が <input type="checkbox"/> 成年被後見人の死体の(□火葬□埋葬)に関する契約を締結する <input type="checkbox"/> 成年被後見人名義の下記の預貯金の払戻しをする 金融機関名 _____ 支店名 _____ 口座種別 _____ 口座番号 _____ 払戻金額 金 _____ 円 <input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人が生前契約していた電気, ガス及び水道の供給契約を解約することを許可する旨の審判を求める。		
申立ての理由	別添申立事情説明書のとおり		

裁判所使用欄

- 1 本件申立てを許可する。
- 2 手続費用は, 申立人の負担とする。

令和 年 月 日  
和歌山家庭裁判所 □ 支部

裁判官

受告知者	告知
告知方法	申立人 <input type="checkbox"/> 住所又は事務所に謄本送付 <input type="checkbox"/> 当庁において謄本交付
年月日	令和 年 月 日 裁判所書記官

## 申立事情説明書

### 1 申立ての理由・必要性等について

成年被後見人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、▲▲病院で亡くなりました。

成年被後見人は、▲▲病院に入院する直前まで、在宅介護サービスを利用して自宅で生活していましたが、電気、ガス及び水道の各供給契約は締結されたままの状況にあり、このままでは料金が発生してしまいます。

成年被後見人の相続人には、唯一、長男の〇〇〇〇がいますが、病気のため入院しており、上記の各契約の解約手続を行うことができません。そこで、相続財産の保存に必要な行為として、成年後見人において、申立ての趣旨に記載した行為を行う必要があります。

※ 申立ての理由・必要性等を裏付ける資料がある場合には、資料を添付してください。

### 2 本件申立てにかかる行為についての相続人の意思について

- 相続人の存在が明らかではないため、意思の確認がとれない。
- 相続人が所在不明のため、意思の確認がとれない。
- 相続人が疎遠であり、意思の確認がとれない。
- 反対している相続人はいない。

#### ■ その他

相続人〇〇〇〇は危篤状態にあり、意思の確認がとれない。

なお、これまで同人が後見事務に反対の意思を表明したことはない。